

京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第110号

京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

「庶務係

第2条第1項中「及び係」、  
審査第一係 「管理係  
及び  
審査第二係 指導係」  
を削る。

出納係」

第4条第1項中「, 係に係長」を削り, 同条中第3項を第4項とし, 第2項を第3項とし, 同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会計課に庶務係長, 審査第一係長, 審査第二係長及び出納係長, 物品会計課に管理係長及び指導係長を置く。

第5条第1項中「, 係長」を削り, 同条第3項中「担当課長補佐」の右に「, 係長」を加える。

第6条第2項中「係長及び」を削り, 同条第3項中「担当課長補佐」の右に「, 係長」を加える。

第9条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り, 「担当課長補佐」の右に「, 係長」を加える。

附 則

この規則は, 平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)